

電波監理審議会（第937回）議事要旨

1 日 時

平成20年12月10日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第8号～第10号）

平成20年12月10日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第370号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の一部に係る短波放送受信者96名による異議申立て、総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家ら115名による異議申立て及び総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る個人による異議申立てについて、総務省から次のとおり3件併せて説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

付議第8号については、平成20年7月8日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通

信設備の型式指定処分の一部の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日については、平成20年9月1日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は短波放送受信者96名となっている。

異議申立てに係る処分は、平成20年7月8日付けで官報告示された型式指定処分のうち7件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は短波放送受信者として申し立てているが、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保をしている。また、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審査留保としている。

しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

付議第9号については、平成20年9月16日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

異議申立ての年月日については、平成20年11月7日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、同年付議第22号、同年付議第23号、平成20年付議第3号、同年付議第4号及び同年付議第6号と同様のアマチュア無線家ら115名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年9月16日付けで官報告示された型式指定処分3件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立適格を除き「適」としている。異議申立人の申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。

付議第10号については、平成20年9月16日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年11月14日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第24号、平成20年付議第1号、同年付議第2号、同年付議第5号及び同年付議第7号と同様の個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年9月16日付けで官報告示された型式指定処分3件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立ててい

るが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で積明を求めていきたいと考えているため、審査を留保している。

(2) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

(諮問第46号)

無線従事者養成課程の見直しに伴う制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の процедуруを主宰する審理官として森下浩行を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、無線従事者資格の取得方法の一つである養成課程の見直しを行うものである。1点目は、養成課程の実施者については、営利を目的する法人には養成課程の実施を認めないこととしていたが、多種多様な営利企業の参入又は受講機会の拡大に期するため、今般、営利を目的とした法人にも養成課程の実施を認めることとするものである。

2点目は、養成課程の申請手続について、現在は1回の養成課程ごとに申請し、認定を得ることとなっていたが、今般、申請手続を合理化を図るため、包括的な申請を可能とするものである。

3点目は、本件改正により営利を目的とした法人にも養成課程の実施を認めることとすることに伴い、試験問題の作成方法・管理方法、外部委託の方法等の養成課程の公正さを確保するための規定の整備を併せて行うものである。

(3) UQコミュニケーションズ株式会社所属特定無線局の包括免許について **(諮問第47号)**

本件は、諮問第48号と関連する事案であったため、諮問第48号と一括して総務省の説明があった。

(4) 株式会社ウィルコム所属特定無線局の包括免許について **(諮問第48号)**

本件は、諮問第47号と関連する事案であったため、諮問第47号と一括して総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、BWAシステムを提供するため、UQコミュニケーションズ株式会社及び株式会社ウィルコムによる特定無線局の包括免許の申請に関するものである。

BWA事業者の進捗状況については、UQコミュニケーションズ株式会社においては、モバ

イルWiMAXの通信方式で314局の基地局免許を既に取得し、MVNOに関しては専門窓口を設置し、説明会を3回開催して個別の協議を実施している。株式会社ウィルコムにおいては、次世代PHSの通信方式で最初の基地局免許を既に申請中であり、約900カ所について、建物所有者から基地局の設置について承諾を得ている。MVNOについても、同様に進めているところである。

諮問第47号のUQコミュニケーションズ株式会社からの特定無線局の包括免許の申請については、目的及び開設を必要とする理由は、BWAサービスの提供を目的とする電気通信業務のために開設されるものである。最大運用数は開設計画に基づく加入者見込数として、5年間の最大運用数で493万6,000局、運用開始予定期日は平成21年2月28日となっている。

これらについて、電波法第27条の4の規定に基づき審査した結果、すべての審査項目に適合するものと認められたため、包括免許を与えることについて諮問するものである。

諮問第48号の株式会社ウィルコムの特定無線局の包括免許の申請については、株式会社UQコミュニケーションズと目的等は同様であり、最大運用数については開設計画に基づく加入者見込数として、5年間で239万1,000局、運用開始予定期日は免許の日から6か月以内の日となっている。

同じくこれらについて、電波法第27条の4の規定に基づき審査した結果、すべての審査項目に適合するものと認められたため、包括免許を与えることについて諮問するものである。

(5) 放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

(諮問第49号)

平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項及び第2項、放送法第53条の11第1項及び第2項並びに電気通信役務利用放送法第19条第1項の規定により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

現在のBS放送は、アナログとデジタルがともに行われているが、BSアナログ放送については、地上アナログ放送と同様に平成23年7月までに終了することとなっている。本件は、

B S アナログ放送終了後に現在当該放送に使用している周波数等を使用して、平成 23 年以降に新たな B S デジタル放送を開始するため、最近の視聴者を取り巻く環境等の変化を踏まえ、新たな B S デジタル放送に関する関係規定の改正等を行うものである。

B S デジタル放送は、平成 23 年からは現在 B S アナログ放送に使用している周波数と国際調整を経て平成 12 年に追加で割り当てられている周波数を併せて合計 7 周波数を新たに使用することが、平成 19 年 7 月の電波監理審議会の答申を経て決定されているところであるが、そのうち 17 チャンネルについては、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策用に使用することが、平成 20 年 9 月の電波監理審議会の答申を経て決定されていることから、本件は残りの 6 周波数についての B S デジタル放送における委託放送業務の認定のあり方に関する必要な制度整備を行うものである。

総務省においては本件の諮問に先立ち、平成 23 年以降に開始される予定の新たな B S デジタル放送における委託放送業務の認定の在り方に関する基本の方針案を作成し、平成 20 年 5 月から意見募集を行い、その結果を踏まえ同年 7 月に上記基本の方針を確定した。その後、同年 8 月に参入希望調査を実施し、53 者から合計約 36 周波数相当の回答を得た。

改正の概要としては、1 点目は、放送普及基本計画の変更についてである。特別衛星放送制度関係として、近年、B S 放送と東経 110 度 C S 放送の共用アンテナ、又は三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって B S 放送と東経 110 度 C S 放送の間に大きな差異がなくなりつつあると考えられ、B S 放送と東経 110 度 C S 放送を特別衛星放送と位置付けてその普及政策を一体化して進め、特別衛星放送以外の衛星放送については一般衛星放送として規定し、関係規定を整備するため放送普及基本計画を変更するものである。

特別衛星放送として一体化することの具体的な措置として、今後は、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること及び高精細度テレビジョン放送を中心としつつデジタル技術を活用した高画質化を目指すこと等を放送普及基本計画に明記するものである。

また、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにする、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めることとはせず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるよう措置するといった事項についても放送普及基本計画の変更案に盛り込んでいるところである。

2 点目は、特別衛星放送と一般衛星放送のそれぞれにおけるマスメディア集中排除原則の基準を見直すものである。

現行においては B S デジタル放送に関しては、原則として 2 分の 1 中継器以内までは一の事業者が支配することができるとしているが、今般、特別衛星放送全体として一の者が支配でき

る中継器の数を原則として4中継器以内とする。

ただし、申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、当分の間は、基本的に従前の制度をそのまま維持することとする。

特別衛星放送以外の一般衛星放送については、平成19年に同じ周波数帯で現行の約2倍以上の番組が伝送可能となる高度狭帯域伝送方式が制度化され、平成20年から同方式を活用した放送が開始され、今後、当該方式の利用が順調に拡大していき、これに伴い、周波数の希少性も相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等を受け、一般衛星放送については、一の者が支配できる中継器数を現在認められている数の2倍程度まで緩和し、原則として現行12中継器以内から24中継器以内とする。

3点目は新しい放送方式に係る技術基準の整備についてである。新しい放送方式は、情報通信審議会において平成20年7月に一部答申が出されたものであるが、伝送容量の拡大、映像の高圧縮が可能となり、さらにIP伝送も利用可能とすることによりインターネットとの親和性を確保できることとなるものであり、関係規定を整備するものである。なお、現行の放送方式を採用するか、新しい放送方式を採用するかについては、選択可能とする。

イ 主な質疑応答

- ・ 参入希望調査において、必要となる周波数が36周波数であるとのことだが、どのように割り出したのか、との質問に対し、53者からの回答に基づき、必要とする周波数を足し合わせた結果、36周波数となったものである、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)